

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する件（告示案）」  
に関する意見募集の結果について

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	第4-2-(1) 1B	委託先に対する「監査」と「調査等」の違いが明確ではない。契約の履行状況を把握するうえで、「調査等」では分からないことが「監査」により発見できるとは考えられず、改正は不要と考える。	現行のマイナンバーガイドラインは、委託契約の締結について「実地の調査を行うことができる規定等を盛り込まなければならない。」としており、この規定は「実地に確認する」ということを主眼においております。確認する手法には様々なものがあると考えられることから、「監査」という手法も例示として明記しております。
2	(別添) 2C e	特定個人情報等の管理の状況について、改正後は「外部監査」及び「他部署等による点検」が必須となるということか。あいまいな記載ではなく、状況把握の実施方法について、義務となる内容を明確にされたい。	「外部監査」及び「他部署等による点検」が必須となるということではありません。現行のマイナンバーガイドラインは、「特定個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に点検又は監査」を行うこととしておりますが、この「点検」について「自己点検」を指すものと誤解を招いているおそれがあるため、「監査」の中にも含める記載に改正するものです。
3	(別添) 2E a	>12 頁目 新旧対照表（事業者編）の16 頁目の《手法の例示》と同じであるが、防犯カメラによる重要区域の動画撮影及び録画を行うよう示していただきたい。（最低、その推奨が必要であると考え。（義務としていただきたいが。））	現行のマイナンバーガイドラインの（別添）2に記載のとおり、《手法の例示》は、具体的な手法を例示したものであり、安全管理措置は、事業者の規模、特定個人情報等を取り扱う事務の特性等により、個々の事業者において適切な手法を御判断いただくことが重要であると考えことから、従来どおりの記載とします。
4	(別添) 2F a	>14 頁目 >a アクセス制御 >《手法の例示》 項目追加として、3 番目に「上記の限定をアクセス制御にも追加する。」という様な記述を挿入していただきたい。 アクセス制御は必ず必要となるべきものである。これが無いと、そもそものアカウント・どの端末よってのアクセスが行われたのかの確定が不可能であったりするので、文意解釈として、制度的・運用的な対処でも可能と思われる様な改正後記述に加えて、アクセス制御について行うよう示していただきたい。情報工学システム的な対処が必ず必要であると考え。	アクセス制御については、現行のマイナンバーガイドラインの（別添）2F aにおいて、適切な安全管理措置の実施を既に求めていることから、従来どおりの記載とします。

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
5	(別添) 2 F c	<p>&gt;その他            端末単体や、スイッチ、ルータにも、ファイアウォール・フィルタの設定が可能であるので、その設定を行う記述をしていただきたい。            忘れてはならない事であると考える。            (要所要所でのポートフィルタや SPI フィルタの有無は大きな違いをもたらすはずである。)</p>	<p>ファイアウォール等の設置については、現行のマイナンバーガイドラインの(別添)2 F cにおいて、《手法の例示》として既に記載していることから、従来どおりの記載とします。</p>

※ 上記意見のほか、告示(案)の内容とは関係がないと考えられる御意見が2件ありました。御意見ありがとうございました。

【凡例】

- 「マイナンバーガイドライン」: 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)
- ・ 「(別添)」: (別添) 特定個人情報に関する安全管理措置(行政機関等・地方公共団体等編)